

2017年11月24日 第3223回例会

於： 横須賀商工会議所



- <点鐘・開会> 12:30 小林 会長
- <斉 唱> 「我等の生業」
- <ゲスト紹介> *横須賀税務署 署長 阿部 豊明 様
*横須賀税務署 総務課長補佐 他村 順一 様
- <会長報告> *第5回理事役員会 報告
*Classic Japan Rally 2017のお願いについて
- <委員長報告> *北村会長エレクトより地区研修リーダーセミナー報告
*セブRC85周年記念式典参加報告
*ローターアクト委員会小山委員長よりRAC次回例会参加のお願いについて
- <幹事報告> *ストリートラグビーイベント報告
- <出席報告> *出席委員会 植田委員長より11月24日の出席報告

会員数	出席対象者数	出席数	欠席数	メイクアップ数	出席率
114名	104名	77名	27名	2名	75.96%

<ニコニコ報告>

- ・三 役 横須賀税務署署長 阿部豊明様、ようこそお越し下さいました。本日の卓話よろしくお願ひいたします。
- ・三 堀、角井、新倉 隼、福西、瀬戸、石田、鈴木 豊、植田、八巻、濱田、吉田 剛、薦野、澤田、大竹、山口、田邊、秋本、勝間、鹿島、高橋 豊、西村 隼、新倉 隼、長尾、丸山、齋藤 隼 各会員
横須賀税務署署長 阿部豊明様、総務課長補佐 他村順一様、ようこそお越し下さいました。本日の卓話よろしくお願ひします。
- ・三 役 セブRC85周年式典出席お疲れ様でした。皆様無事に帰国されて良かったです。
- ・小佐野、山下、岡田、齋藤 隼、齋藤 隼 各会員 Rotary Club of Cebu の85周年記念セレモニーに参加して参りました。奉仕活動の大切さが分かりました。
- ・井 莉、波島、澤田、飯塚、田邊、勝間、高橋 豊、藤村、江沢、上林、前田、長尾、鈴木 豊、前川 各会員
セブ島御一行様、お帰りなさい。ハッピー着てお祭り男の本領発揮された様で何よりです。
- ・高橋 豊 会員 高校サッカー選手権いよいよ明日準決勝です。あと2つ。今年こそ！！
- ・小山 会員 三浦学苑サッカー部、桐光学園撃破せよ！
- ・物井 会員 バンコクの岡田副会長の美容院で髪を切ってもらいました。旅の情報も有難うございました。
- ・加藤 隼、渡邊 両会員 侍JAPAN アジアプロ野球チャンピオンシップ優勝おめでとう！
全勝での完全優勝最高でした。

< 卓 話 >

「税の話あれこれ」

横須賀税務署長 阿部 豊明 様

1. はじめに
横浜生まれの横浜育ちです。現在も横浜に居住しています。
2. 横須賀署管内の状況



- (1) e-Tax の利用拡大について
申告所得税と個人消費税について、積極的な利用をお願いいたします。
- (2) 改正消費税法（軽減税率制度）への対応について
平成31年10月に施行予定です。軽減対象品目を取り扱う事業者だけでなく、飲食料品を購入する事業者や、免税事業者の方も準備が必要となります。
- (3) 租税教育について
小中学校を中心に開催しています。引き続き、高校・大学・各種学校、専修学校などへの開催働きかけを行ってまいります。

3. トラブルの多い税の分野

トラブルが発生しやすく、かつ、いったん発生すると多額の納税が必要になる分野について説明します。

(1) 消費税の届出には要注意

特にリスクの高い消費税関係届出書は、①課税事業者選択届出書、②消費税簡易課税制度選択届出書です。

イ. 課税事業者選択届出書のリスク

原則として、基準期間の課税売上高1000万円以下の事業者は、消費税の納税義務は免除されます。

ただし、多額の設備投資や輸出売上有る場合、課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となることを選択して消費税の還付を受けることが可能です。

しかし、いったん課税事業者を選択すると2年間は免税事業者に戻れません。

→2年縛りの原則（消法9⑦）

更に、課税事業者選択届出書を提出して、税抜100万円以上の固定資産（調整対象固定資産）の課税仕入を行い、かつ、その課税期間の申告を本則課税で行う場合は、固定資産取得の課税期間から3年間は免税事業者に戻れません。

→3年縛りの原則（消法9⑦）

したがって、課税事業者を選択するかどうかは、2年間（又は3年間）のトータルの税額で有利不利を判断する必要があります。単年度の還付税額だけに着目して判断すると、拘束期間全体で予期しない多額の税負担が生じる場合がありますので、ご注意ください。

ロ. 消費税簡易課税制度選択届出書のリスク

基準期間の課税売上高5000万円以下の事業者は、簡易課税制度を選択できます。

→みなし仕入率（業種に応じて90%～40%）の適用可

一般的には、①社内の従業員中心に業務遂行する事業者の方は簡易課税が有利、②外部業者の外注中心に業務遂行する事業者の方は簡易課税が不利、③多額の設備投資、輸出売上が多い事業者の方は簡易課税が不利と言われています。

しかし、いったん簡易課税制度を選択すると2年間は本則課税に戻れません。

→2年縛りの原則（消法37⑥）

したがって、簡易課税を選択するかどうか、2年間のトータルの税額で有利不利を判断する必要があります。単年度の還付税額だけに着目して判断すると、拘束期間全体で予期しない多額の税負担が生じる場合がありますので、ご注意ください。

ハ. 結論

課税事業者の選択、簡易課税の選択は、拘束される全期間中の税額計算をシュミレーションして決定する必要があります。

(2) 広大地の評価にもご用心

イ. 広大地とは？

「その地域（ポイント①）における標準的な宅地の地積に比して、著しく地積が広大な宅地

(地積5000㎡以下)で開発行為を行うとした場合に公共公益的施設用地の負担が必要(ポイント②)と認められるもの(大規模工場用地に該当するものと中高層の集合住宅の敷地用地に適用しているものを除く(ポイント③)。)をいう。(評価通達24-4)とされています。

《広大地の評価額の算出式》

$$\text{正面路線価} \times \left[0.6 - 0.05 \times \frac{\text{地積 (m}^2\text{)}}{1000 \text{ m}^2} \right] \times \text{地積 (m}^2\text{)} = \text{広大地の評価額}$$

← 0.35を限度 →

ロ. 広大地の評価・ポイント① → 「その地域」とは？

「自然状況、行政区域、都市計画法など公法上の規制、道路・鉄道などの客観的な状況等を総合勘案し、利用状況、環境等がおおむね同一と認められる、ある特定の用途に供されることを中心としたひとまとまりの地域を指す」(平成18年12月8日・国税不服審判所裁決)ものとされています。

ハ. 広大地の評価・ポイント② → 「公共公益的施設用地の負担は必要」とは？

開発道路を入れて土地の区画形質の変更することが原則です。したがって、道路を入れない路地状敷地開発は、広大地に該当しないものと取り扱われています。

4. 補足

平成29年税制改正により、広大地に係る評価通達は、平成30年1月1日より、次のように変更される予定です。

$$\rightarrow (\text{正面路線価} \times \text{形状補正率} \times \text{規模格差補正率} \times \text{地積}) = \text{広大地評価額}$$

5. 結び

税務の職場は国家を支える重要な仕事です。前途有為な若者の受験をお待ちしています。

<閉 会> 13:30 小林 会長

週報担当 新倉 良 是